

授業料免除選考における

学力基準の変更 について

授業料免除選考における「学部2年次生以上」と「大学院2年次生以上」の学力基準について、平成26年度以降、以下のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

■ 学部2年次生以上について

各学部・学科等における各年次までの標準修得単位を修得し、かつ 次のいずれかに該当する場合 を学力基準に適格とみなします。

- 前年次の修得科目の平均点が上位2分の1以内
- 前年次の修得科目の平均点が70点以上

成績評価が次のような場合が、「前年次の修得科目の平均点が70点以上」に該当する目安となります。

- ・前年次に修得した科目について、「A+またはA評価の科目の数」が「C評価の科目の数」以上の場合
- ・前年次に修得した科目の評価が、全て「B評価以上」の場合

■ 大学院2年次生以上について

〔 法務研究科 以外 の研究科 〕 各研究科・課程における各年次までの標準修得単位を修得し、かつ前年次までの修得科目の平均点が70点以上の場合 を学力基準に適格とみなします。

〔 法 務 研 究 科 〕 各年次までの標準修得単位を修得し、かつ 次のいずれかに該当する場合 を学力基準に適格とみなします。

- 前年次の修得科目の平均点が上位2分の1以内
- 前年次の修得科目の平均点が70点以上

※「学部新入生」や「大学院新入生」の学力基準については、従来と変更ありません。

※ 編入学や転入学等で途中年次へ入学した場合の入学1年目や、学部の私費外国人留学生については、取り扱いが別になります。

平成26年 2月 3日
岡山大学 学務部学生支援課